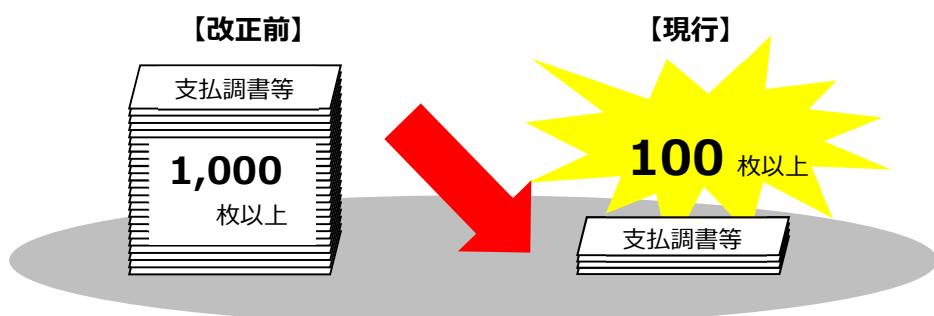


eLTAX又は光ディスク等による提出基準について

前々年（R6年）の源泉徴収票の提出枚数が「**100枚以上**」の場合、eLTAX又は光ディスクによる提出が必要です。

- 令和3年1月1日より、国税における支払調書等の電子提出（e-Tax・光ディスク等）の提出義務基準引き下げに伴い、地方税における給与支払報告書等の電子提出（eLTAX・光ディスク等）の提出義務の判定基準となる「その年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数※」が「100枚以上」に引き下げられています。



- 令和9年1月1日より、上記の判定基準は「その年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数※」が「**30枚以上**」に引き下げられます。

※支払調書等の枚数…給与支払報告書にあっては、所得税に係る給与所得の源泉徴収票の枚数

[提出義務の判定例]

令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
〈税務署〉 給与所得の源泉徴収票 90 枚	〈税務署〉 給与所得の源泉徴収票 110 枚		
		〈市町村〉 eLTAX・光ディスク等 提出義務 なし	〈市町村〉 eLTAX・光ディスク等 提出義務 あり

基準年である令和5年の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚未満のため、電子データ又は紙のいずれの方法でも提出が可能。

基準年である令和6年の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上のため電子データでの提出が必要。

お問い合わせは、佐伯市役所税務課市民税係（TEL0972-22-3115）まで